

2020年4月30日

国立大学法人高知大学長
櫻井 克年 殿

新型コロナウイルス感染拡大防止対応に関する要望

高知大学教職員組合
中央執行委員長 峯 一朗

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応のため、例年とは様変わりの新年度が始まりひと月が経とうとしています。本学では危機対策本部から発表される対応策を踏まえながら、学内の各部局、組織、教職員が初めて直面する事態への対応を模索している状況です。

そのような中、感染拡大防止のために教職員間の意思疎通の機会が著しく制限されており、学内の教育・研究・運営の現場で感じられる不安を共有することが難しくなっているように思われます。

このような状況を鑑み、このたび組合では、感染拡大やその防止策をめぐる就業時の懸念や要望について学内構成員の声を集めました。

危機管理対策本部から発表されてきた「新型コロナウイルスに対する本学の対応について」では、学生の学業面や教職員の給与面で「不利益にならないように」する旨を繰り返し明言して来られました。私たちはこの点を高く評価しています。

今後の感染拡大防止への対応を進めるにあたり教職員の現場からの声を踏まえて頂きたく、下記の通り要望いたします。

<教職員関連>

1. 不要不急の業務は後回しとし、現場の負担を軽減するよう配慮すること。
例えば、メール審議等の会議の実施方法の見直しを含め、会議の簡素化を推進する。また、各種の申請方法や書類提出の締切などへ柔軟に対応する、などが考えられます。
2. 感染拡大防止のために例年とは異なる業務実態に応じて、部署を超えた応援体制の整備などを行うこと。
3. 就業規則上は在宅勤務が想定されていないので、これを機に在宅勤務を認める方向での規則改正を行うこと。
4. テレワークの実施や特別休暇の付与などに際し、雇用形態が常勤か非常勤かによって差別を行わないこと。
5. 非常勤講師へ必要な支援を行うこと。つまり、感染拡大防止ガイドラインを含むさまざまな情報を遅滞なく届けること、授業回数が減った場合の補償やオンライン授業の準備に必要な環境整備への支援を行うこと。

6. 妊娠中の病院職員の代替職員の確保, および, 新型コロナウイルス感染の診察・治療にあたる病院職員へ危険手当の支給を行うこと。

7. 大学病院などでいわゆる「無給医」を診療にあたらせているという報道があるが, 賃金の支払いや労災保険の適用など, 勤務内容に見合う十分な労働条件を整備すること。

8. 学内の建物の玄関, 各教室等の出入口, 窓等は適宜開放するとともに, 各部屋への換気扇・空気清浄機(加湿機能付き)及び消毒液等を設置・配置すること。また, 学生寮等についても適切な施設の整備を行うこと。

参考: 厚生労働省のチェックリスト

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000617721.pdf>

9. 感染予防のために一定の効果が認められているマスク着用を促すこと。また, マスク入手が困難な現状を踏まえて, 大学として一定数のマスクを確保し, 必要な者への提供あるいは適切な価格での提供等を行うこと。

10. 学外からアクセスできる学術データベースの整備を進めること。くわえて, 無償公開されている各種学術データベースに関する情報を集め, 図書館 HP で教員・学生向けに発信すること。

11. 図書館における非対面(あるいは最小限の対面)での貸し出しを可能とすることを検討すること。

対面授業の代わりに課題を課す場合, 図書館の蔵書を利用できないのは大変厳しい状況です。対面を余儀なくされる場合はカウンターに防護シートを備えるなど, 安全を確保した形で利用できるようにして頂きたい。

<学生関連>

1. 学生に対し, 同期型/非同期型オンライン講義を受講できる環境を整える支援を, 大学として早急に整えること。

大手キャリアが通信容量を無償で拡大するなどの対応をしているが, 格安 SIM など容量拡大対象ではない, また, 住まいの事情で静謐な環境で同期型オンライン講義を受講することができない学生の姿も散見されます。ネット環境の整備や受講環境の確保の責を学生に全て押し付けるのではなく, 経済的な事情を鑑み, 学生の学習権を担保するための支援策(PC やルーターの貸し出し, 教室あるいは構内屋外の一時的な利用許可等)を, 早急に整備して頂きたい。

参考: 「大学における遠隔授業の実施にあたっての学生の通信環境への配慮等について」
(4/6 文科省通知) https://www.mext.go.jp/content/20200407-mxt_kouhou01-000004520_5_1.pdf

「十分な通信環境を持たない学生に対しては、地域における新型コロナウイルス感染症の影響の程度にもよりますが、大学等の教室やPCルームを開放する、PCやルータ等を貸与する等の方法により対応することが考えられます」

2. 同期型オンライン講義が少なからず学内で行われることを鑑み、同期型オンライン講義で用いられるアプリに関するリテラシーを学生が身につける機会を設けること。

3. オンライン講義受講に際し、電磁波過敏をはじめとする健康上の理由で受講が難しい学生に対するケアの体制について、整備・検討頂きたい。

4. 経済的に困窮する学生を対象とした独自の支援策を拡充すること。

例えば、在宅でもできるアルバイト業務の充実、テキスト郵送代支援などが考えられます。また、入学金・授業料について、納付期限の延長や分割納付を認めるなどの弾力化を進めるとともに、修学の継続が困難になる学生に対して臨時的に追加の経済的支援（入学金・授業料の免除等）を行って頂きたい。

5. 食堂・購買の閉鎖に伴って無効となっているミールカードへの対応を大学から大学生協に対して働きかけること。

アルバイト先の事情により収入が絶たれて経済的に苦しくなった学生にとってミールカードが使えないことは生活の維持にとって喫緊の問題となっています。バランスの良い食事の提供を通して学生生活の福祉面を支える大学生協の役割を果たすために、返金あるいはミールカードユーザーの希望者を対象としたテイクアウト品の販売などの対応を早急に行うように働きかけて頂きたい。

6. 留学生の出入国が制限されることにより修学上の支障が生じないように配慮すること。

感染拡大防止の観点から日本および諸外国で入国の制限が始まり、今後さらに広がる可能性があります。これにより留学生が留学先に入国できない、あるいは本国に帰国できないという事態が発生しています。このような出入国が制限された留学生の修学に支障をきたすことのないよう対応して頂きたい。

以上